

税理士が知っていれば 鬼に金棒なFPの知恵

～相談事例～弁護士事務所の例

ファイナンシャルプランナー 平野 厚雄

今号では、実際の相談例を取り上げます。

I. 社会保険の非適用事業所が適用事業になる要件

個人事業の法律事務所から社会保険（健康保険、厚生年金保険）に加入したいという相談を受けました。個人の弁護士事務所は法定16種以外の業種になりますので、社会保険の非適用事業所です。弁護士法人でなければ従業員数にかかわらず適用事業所になることはありません。しかし所定の要件を満たすことにより、社会保険に加入することはできます。その要件とは、「当該事業所に使用される者の2分の1以上の同意を得て厚生労働大臣に申請する」ということです（同意を得る必要があるのは「被保険者となるべき者」のみです）。

社会保険の非適用事業所が適用事業所になるためのポイントは、「従業員の同意」が必要であることです。法人等の強制適用事業所であれば、その事業所に雇われた被保険者となるべき者は強制的に被保険者となります。つまり、被保険者になるかどうかの選択や同意は必要ありません。この点は、非適用事業所が適用事業所になった場合も同じです。つまり、従業員の同意を得る必要があるのは、非適用事業所が適用事業所に変更を申請する時のみになります。そして、いったん適用事業所になれば、法人等の強制適用事業所と同じように、その後には雇われる者が被保険者になるべき者は強制的に被保険者となります。

また、よく質問されることは、「2分の1以上の従業員から社会保険への加入要求があるのですが、会社は申請をしなくてはならないのですか？」というものです。労働保険（労災保険・雇用保険）については、従業員の2分の1以上の希望があれば、事業主は加入申請を行う義務がありますが、社会保険については加入申請を行う義務はありません。

II. 社会保険の適用事業所になることについてのメリット・デメリット

非適用事業所が適用事業所になることについてのメリットとデメリットについては、事業主側と被保険者側で考える必要があります。

今回のケースにおいて社会保険加入の一番の目的は、将来の年金額の増加（2階建て）など、従業員にとっての福利厚生（社会保険）を充実させたいということでした。

そして、従業員（正社員）4人のうち、3人が賛成、1人は反対でした。しかし、要件である

「被保険者となるべき者の2分の1以上の同意」は満たしておりますので、そのまま申請して社会保険の適用事業所となりました。

反対した従業員の理由は、「社会保険に加入すると、給料の手取りが減るから嫌だ」というものでした。よく聞く理由なのですが、安易に手取りが減るからという理由で社会保険に加入しないことはお勧めできません。社会保険というのは、何か生活が困ってしまうような事が起きた場合に、経済的な保障を行うことが主な目的です。確かに、社会保険に加入すると経済的な負担は増えますが、その分、万が一の時は給付が増えますから加入しておいた方が安心です。

特に社会保険に加入することにより増える老齢年金、遺族年金、障害年金の2階建て部分の年金と、労務不能時に支給される傷病手当金等は、実際に支給される事態になった時にその有難みを実感することができます。したがって、このように単純に社会保険料負担を嫌って反対するような人は、社会保険について正しい知識を持っていない場合が多いので、しっかりとその仕組みを理解していただくことが大切です。

III. 国民健康保険組合

また、業種によっては国民健康保険組合に加入することもできます。国民健康保険組合とは、同種の事業または業務に従事する者で、当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する法人です。理美容師、医師、土木建築業、弁護士など職種別に設立され、組合が定める地域内に居住する事業者とその従業員が加入します。

この国民健康保険組合に加入することができる、年金は「厚生年金」、健康保険は「国民健康保険」というイレギュラーな加入形態になります。

事業所としてこの国民健康保険組合に加入するかどうかのポイントは2つあり、1つめは保険料です。保険料は、各国民健康保険組合で違うのですが通常の市町村（特別区含む）が保険者となっている国民健康保険に比べて保険料が安くなっています。また、健康保険のように報酬に応じた保険料ではなく定額制になっている場合もあります。そして、結果的に健康保険と比べて保険料が安くなる傾向があります。しかし、これには国からの多額の補助金があって実現できているのが現実です。最近では、厳しい財政状況や各保険者間の公平を確保する観点から、所得水準の高い国民

【表2】国民健康保険組合の給付内容

絶対的必要給付	①療養の給付 ②入院時食事療養費 ③入院時生活療養費 ④保険外併用療養費 ⑤療養費の支給 ⑥訪問看護療養費 ⑦特別療養費 ⑧移送費 ⑨高額療養費 ⑩高額介護合算療養費
相対的必要給付	①出産育児一時金 ②葬祭費（葬祭費の給付）
任意給付	①傷病手当金 ②出産手当金

健康保険組合に対する国庫補助の見直しを行う流れになっています。したがって、国庫補助の見直しが行われた場合は、当然に保険料アップが予想されます。

2つめは保険給付内容についてです。国民健康保険の保険給付は、法定給付と任意給付に大別されます。法律によって給付を行う義務が課されている給付を法定給付といいますが、さらに、この法定給付は必ず実施しなければならない絶対的必要給付と、特別な理由があるときには行わないことができる相対的必要給付に大別されます。

保険給付の一番のポイントは任意給付の傷病手当金と出産手当金の取り扱いです。これらは健康保険では給付されますが、任意給付は各保険者が条例または規約を定めることにより行います。

今回の相談ケースでは、弁護士国民健康保険組合が加入先になるのですが、傷病手当金と出産手当金の給付は行っておりませんでした。したがって、事業主の当初の目的である従業員の福利厚生の実現ということにはならなかったため、加入は見送りました。

IV. 社会保険は辞められない？

では、今回のケースのように非適用事業所から適用事業所になった場合、再び非適用事業所に戻ることはいくつかあるのでしょうか？

もちろん、そんなことはなく、一定の要件に該当すれば非適用事業所に戻ることができます。その要件は、「事業所に使用されている被保険者の4分の3以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請すること」です。ここでも誤解が多い点が2つあります。1つは、法人等の強制適用事業所は、被保険者の4分の3の同意を得ても社会保険から脱退はできないということです。2つめは、保険料の滞納により適用が取り消されたり、従業員の被保険者の資格を喪失したりすることはないということです。

V. 終わりに

個人事業を開業したり、個人事業から法人成りしたりする時は、税務分野と同様に社会保険の分野においても大きな変化があります。税理士さんとして、社会保険分野も的確にアドバイスできれば、コンサルティングに幅が広がり、顧問先から今よりもさらに厚い信頼を得ることができると思います。
(おわり)

【表1】社会保険の適用事業所になることについてのメリットとデメリット

	事業主	従業員
メリット	・社会的に福利厚生がしっかりしているイメージがある ・社会的信用が得られる ・社会保険料は損金になる	・給付が手厚くなる ・要件に該当すれば配偶者や子どもを被扶養者や第3号被保険者にできる
デメリット	・社会保険料負担が増える ・法定手続き業務が発生する ・赤字でも社会保険料負担は発生する	・社会保険料負担が発生する